5　租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表所得税法第百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第四項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

6　租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第四項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節　罰則

第三十四条　偽りその他不正の行為により、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた復興特別所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項に規定するもののほか、第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた復興特別所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十五条　偽りその他不正の行為により、第二十八条から第三十条までの規定により徴収されるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた復興特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十六条　第二十八条から第三十条までの規定により徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかった者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の納付しなかった復興特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかった復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十七条　正当な理由がなくて第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三十九条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第三十四条第一項若しくは第三項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章　復興特別法人税

第一節　総則

（定義）

第四十条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内国法人　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二　外国法人　法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。

三　公益法人等　法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（同法以外の法律によって法人税に関する法令の規定の適用上同号に規定する公益法人等とみなされるものを含む。）をいう。

四　人格のない社団等　法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

五　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

六　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

七　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

八　収益事業　法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

九　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

十　指定期間　平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。

十一　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項に規定する事業年度をいう。

十二　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

十三　法人課税信託　法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

十四　復興特別法人税申告書　第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）及び第五十四条の規定による申告書をいう。

十五　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十六　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十七　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十八　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十九　充当　国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用）

第四十一条　人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章（第六節を除く。）の規定を適用する。

2　法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第四十六条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3　法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。